

令和6年度 川上っ子のくらし

※ 校則見直し検討委員会の結果について

今年度は、児童及び保護者のご意見をもとに検討会を経て、以下の6点について見直しを行うことになりました。

【今年度見直しを行った項目】

- ・ 1 学校生活（8）と（14）の意味が似ているため、（14）を削除しました。また、（8）に関して、「静かに」という言葉が重複していたため、『室内では落ち着いて過ごします。廊下や階段は右側を静かに歩きます。』に変更しました。
- ・ 1 学校生活（18）放課後日直や係の仕事等があるため、『帰りの会后、用事のない人はすぐに帰ります。』に変更しました。
- ・ 2 服装（1）ジェンダーフリーの観点から、『※ 男女関係なく選択できます。』という文言を明記しました。
- ・ 2 服装（7）「長い髪」に関し、人によって捉え方が異なるため、『肩につく長い髪は、衛生面や安全上必要に応じてゴムでくくります。』に変更しました。
- ・ 3 校外生活（3）交通事故防止の観点から、『自転車の正しい乗り方や交通ルール等、保護者と確認して乗りましょう。』を付け加えました。
- ・ 3 校外生活（5）トラブルの未然防止の観点から、『人の敷地内には勝手に入りません。』を付け加えました。

※ 見直し後の「川上っ子のくらし」は、令和6年度の一学期から適用します。

1 学校生活

- 決められた通学路を決められた方法で通り、安全に登下校します。
- 7時30分から8時15分までの間に登校します。
- 自分の持ち物には、名前を書き、自分の物もみんなのものも大切に使います。
- 学校の学習に必要なもの、学習の妨げになる物、不必要なお金や危険な遊び道具、その他なくしたら困るような物は持ってこないようにします。
- 学校に提出する書類などは、必ず朝のうちに先生に直接提出します。
- 学校にきたら、勝手に学校の外には出ません。
- 先生や友達、お客さんに心をこめて挨拶をします。
- ~~室内では静かに過ごし、廊下や階段は右側を静かに歩きます。~~
⇒室内では落ち着いて過ごします。廊下や階段は右側を静かに歩きます。
- 友達の名前を呼ぶときは「さん」をつけて呼びます。
- チャイムの合図を守り、けじめのある生活をします。
- 放送が始まったら静かに聞きます。
- 自分の教室以外に入るときには、先生の許可をもらって入ります。
- トイレの使い方を守り、スリッパをきちんと並べます。
- ~~体育館や特別教室への移動は、廊下や階段の右側を静かに歩きます。~~
- 遊具は使い方のきまりを守って使い、使った後は必ず決まった場所に返します。
- 給食の準備中は、当番以外の人は、自分の席で静かに待ちます。
- 時間いっぱいそうじをして、きちんと後片付けをします。
- 帰りの会后、用事のない人はすぐに帰ります。

2 服装

- 下の表の標準服を着て、シャツやブラウスのすそは、ズボン・スカートの中に入れます。

※ 男女関係なく、自由に選択できます。

上	白の半そで、または長そでのシャツ・ブラウス 紺を標準としたベストやセーター、カーディガン
下	紺を標準とした半ズボン・スカート

- 名札を左胸につけます。
- 上靴はかかとを踏まず、きちんとはきます。

- (4) 冬季で寒さが厳しい時は、防寒着、手袋の着用を認めます。室内でも必要に応じて防寒着等を着用することができます。
- (5) 体育服は下の表の服装とし、前後にゼッケンをつけます。

上	下	ぼうし 帽子
しろ はんそで ながそで 白の半袖（長袖）シャツ	こん 紺のクォーターパンツ	あかしろ 赤白ぼうし

- (6) 装飾品は、身につけません。（髪飾り、ミサンガなど）
- (7) 肩につく長い髪は、衛生面や安全上必要に応じてゴムでくくります。また、髪を染めたり、パーマをかけたりしません。
- (8) 学校行事等で校外に出る時の服装は標準服を着用し、名札をつけます。
※遠足等の場合は変わります。

3 校外生活

- (1) 道路への飛び出しは絶対しません。道路の横断は、必ず止まって右・左・右を見て横断します。
- (2) 帰宅時刻は、3月～9月は午後6時まで、10月～2月は午後5時までです。
(帰宅時刻には、家に帰っていること)
- (3) 自転車に乗るときは交通ルールを守り、安全に気をつけて乗ります。
*自転車の正しい乗り方や交通ルール等、保護者と確認して乗りましょう。
*ヘルメットをかぶって乗ります。
*二人乗りはしません。
*校内では乗りません。押して移動します。
- (4) 遊ぶ時の注意
*道路や駐車場では遊びません。
*火遊び・危険な場所での遊びはしません。花火は大人の人とします。
*エアガン・レーザーポインターでは遊びません。
(エアガンは、県の条例で18歳未満の少年への販売は禁止されています。)
*ゲーム機等を持って行って友達と遊ぶときは、保護者の許可を得ます。(遊び方や遊ぶ場所を考えて遊びます。)
*お金や物の貸し借りをしません。
- (5) 人に迷惑をかけるようなことはしません。
*人の敷地内には勝手に入りません。
*ビニールハウスや田畑へのいたずら
*公園など、してはいけないところでのボール遊び
*アパートやマンションの階段に集まる
*アパートの敷地内で鬼ごっこ など
- (6) 友達と遊ぶ時は、その家の人に迷惑をかけないようにします。大人の人がいらない家には、あがりません。
- (7) 友達の家に子どもだけで外泊はしません。
- (8) 次の所に行くときは、家の人と行きます。
*校区外、映画館、デパート、学校以外のプール、ボウリング場、スケート場、サイクリング、川遊びや魚釣り、ショッピングモール、ゲームセンター、カラオケボックス
*帰宅時刻を過ぎてからの外出は、家の人といっしょにします。
- (9) パチンコ店、工事現場、川や用水路へは、立ち入りません。
- (10) 携帯電話の使用については、家の人と相談し、約束事を決めましょう。